

交通事故など第三者から傷害を受けたときに、国保で治療を受ける場合は、国保へ届け出が必要です。治療費は、あとで国保から加害者に請求します。

しかし、示談が成立し、加害者から治療費を受けとっている場合は、国保で治療を受けることはできません。

交通事故申請に係る提出書類

[被害者側で用意する書類]

- 1 国民健康保険被保険者証使用申請書
- 2 第三者行為による保険給付申請書
- 3 事故発生状況報告書
- 4 第三者の行為による被害届
- 5 人身事故証明書

(物損事故証明書場合やそれも取得できない場合は、人身事故証明書入手不能理由書が必要です。)

- 6 念書
- 7 その他必要な書類

示談書(示談が成立している場合)など

[加害者側から取り寄せる書類]

- 8 誓約書
 - 9 加害自動車に係る保険契約状況等調
- (自賠責保険・任意保険の証書の写しでも可)
- 10 その他必要な書類

加害者が原動機付自転車の場合は、標識交付証明書の写しが必要です。

※自爆事故の場合は書類1～3を提出してください。